

<問題1>

次の(A)から(E)にあてはまる語句を正しく列挙している番号を一つ選びなさい。

いわゆるホワイト国((A))は、2004年に(B)も加えられ現在(C)ヶ国である。(B)は2003年に(D)を導入したこともありホワイト国に追加された。ホワイト国には、WA、NSG、AG、MTCRの4つのレジームに参加し(D)を実施していること、かつ、その他の輸出管理に係る法整備とその実効性が担保されていることが必要と言われている。そのようなことから、(E)、ブルガリア、ウクライナは4つのレジームに加盟しているものの、ホワイト国とされていない。日本からの輸出に際しては、仕向地がホワイト国であるかどうか、(D)と(F)の適用に密接に関係するので、こうした国々の動向にも十分注意をはらう必要がある。

- 1 .(A)輸出令別表第4の2に掲げる地域(B)韓国(C)26
(D)キャッチオール規制(E)チェコ(F)個別許可
- 2 .(A)輸出令別表第4の2に掲げる地域(B)韓国(C)26
(D)キャッチオール規制(E)トルコ(F)一般包括許可
- 3 .(A)ワッセナー・アレンジメント加盟国(B)香港(C)40
(D)補完的輸出規制(E)チェコ(F)米国再輸出規制
- 4 .(A)輸出令別表第4の2に掲げる地域(B)韓国(C)26
(D)キャッチオール規制(E)ハンガリー(F)一般包括許可
- 5 .(A)輸出令別表第4に掲げる地域(B)韓国(C)28
(D)キャッチオール規制(E)トルコ(F)一般包括許可

<問題2>

次の(A)から(F)にあてはまる語句を正しく列挙している番号を一つ選びなさい。

2001年9月の米国同時多発テロ以降、テロ組織による(A)の開発、使用に懸念が高まってきた。このため、2004年4月28日に国連安保理決議(B)が採択された。この国連安保理決議(B)を初めとする国際的合意を早期に履行するため、日本国政府は、2006年4月に産業構造審議会の安全保障貿易管理小委員会に、(C)を設置した。ここでは、国連決議等に係る(D)の在り方を検討するほか、(E)大量破壊兵器等関連貨物等に係る迂回輸出等への対応、(F)等について検討している。

- 1 . (A) 大量破壊兵器等 (B) 1 5 4 0 (C) テロリズム防止ワーキンググループ (D) 国内措置 (E) テロリズム防止に係る安全保障貿易管理の在り方 (F) 通常兵器キャッチオール規制
- 2 . (A) 通常兵器等 (B) 1 5 4 0 (C) テロリズム防止ワーキンググループ (D) 国内措置 (E) テロリズム防止に係る安全保障貿易管理の在り方 (F) 通常兵器キャッチオール規制
- 3 . (A) 大量破壊兵器等 (B) 1 5 4 0 (C) 制度改正ワーキンググループ (D) 国内措置 (E) テロリズム防止に係る安全保障貿易管理の在り方 (F) 通常兵器キャッチオール規制
- 4 . (A) 通常兵器等 (B) 1 2 6 7 (C) 制度改正ワーキンググループ (D) 対外政策 (E) 関税法遵守 (F) 通常兵器キャッチオール規制
- 5 . (A) 大量破壊兵器等 (B) 1 6 2 7 (C) テロリズム防止ワーキンググループ (D) 対外政策 (E) 外為法の厳格な適応 (F) 通常兵器キャッチオール規制

< 問題 3 >

次の記述は、大量破壊兵器通達及び通常兵器通達に関するものである。正しいものを一つ選びなさい。

- 1 . 大量破壊兵器通達において対象となる技術又は貨物は、技術にあっては外為令別表の 2 から 4 までの項の中欄に掲げるもの、貨物にあっては輸出令別表第 1 の 2 から 4 までの項の中欄に掲げるものであり、外為令別表の 5 から 1 6 までの項の中欄に掲げるもの及び輸出令別表第 1 の 5 から 1 6 までの項の中欄に掲げるものは対象としていない。
- 2 . 大量破壊兵器通達及び通常兵器通達では、需要者等からの誓約書の取得が必要となるが、需要者等から取得する誓約書のあて名は、経済産業大臣である。
- 3 . 通常兵器通達において対象となる技術又は貨物は、技術にあっては外為令別表の 5 から 1 5 までの項の中欄に掲げるもの、貨物にあっては輸出令別表第 1 の 5 から 1 5 までの項の中欄に掲げるものであるが、このうち、1 5 の項に関しては、技術及び貨物とも機微度の高さから、いわゆるホワイト国向けの技術の提供及び貨物の輸出であっても、需要者等又は輸入者等からの誓約書の入手が必要となる。
- 4 . 輸出者等の誓約書に基づき、輸出者等が経済産業省の事前同意を得る必要があるのは、輸入者等からの誓約書に基づき需要者等が確定した場合のみである。
- 5 . 通常兵器通達では、外為令別表の 5 から 1 5 までの項の中欄に掲げる技術又は輸出令別表第 1 の 5 から 1 5 までの項の中欄に掲げる貨物であって、輸出令

別表第4の地域又はアフガニスタンを技術の提供地又は貨物の仕向地とする場合には、需要者等が確定している場合にあつては需要者等から、需要者等が未定の場合にあつては輸入者等からの誓約書の取得が必ず必要となる。

- (注) 需要者等：貨物の需要者又は技術を利用する者
輸入者等：貨物の輸入者又は技術の提供を目的とする取引の相手方
輸出者等：貨物の輸出者又は技術の提供者

<問題4>

「外国為替及び外国貿易法」(外為法)の立入検査において、下記の(A)から(G)にあてはまる語句を下記の語群から正しく列挙している番号を一つ選びなさい。

(立入検査)

第(A)条 (B)は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、外国為替業務を行う者その他この法律の適用を受ける取引又は行為を(C)行う者の(D)、事務所、工場その他の施設に立ち入り、(E)その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 <略>

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、(F)のために認められたものと解釈(G)。

- | | | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1 . A : | B : | C : | D : | E : | F : | G : |
| 2 . A : | B : | C : | D : | E : | F : | G : |
| 3 . A : | B : | C : | D : | E : | F : | G : |
| 4 . A : | B : | C : | D : | E : | F : | G : |
| 5 . A : | B : | C : | D : | E : | F : | G : |

語群：

| | | | | | | |
|-------|--------|---------|-------|------|-----|--|
| 66 | 68 | 経済産業大臣 | 財務大臣 | 主務大臣 | | |
| 営業として | 業として | 業務として | 本店 | 本支店 | 営業所 | |
| 帳簿書類 | 輸出関係書類 | 輸出者の利益 | 公共の福祉 | | | |
| 犯罪捜査 | する | してはならない | | | | |

<問題5>

次の中から、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課が許可申請等の窓口とされている正しい内容の番号を一つ選びなさい。

- A 一般包括輸出許可の代表者名変更届
- B 一般包括輸出許可の分割申請
- C 一般包括役務取引許可の分割申請
- D 特定包括輸出許可の更新申請
- E 特定包括役務取引許可の分割申請

- 1 . A C
- 2 . B D E
- 3 . C D
- 4 . D
- 5 . D E

<問題6>

許可全般について、次の中から正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 秋葉原にあるソフト専門店で、リスト規制に該当と記載されたプログラムを購入した。リスト規制に該当するプログラムであっても、市販されていれば、貿易外省令第9条第1項第十号イにより、役務取引許可は、不要とされているので、非居住者に再販売する場合、貿易外省令第9条第1項第四号イ（客観要件）に該当しても役務取引許可は不要である。
- B 貿易外省令第9条第1項第十号八により、輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物と同時に提供されるプログラムであって、当該貨物に内蔵されており、かつ、プログラムの書換え及びプログラム媒体の取替えが物理的に困難であるもの及び 当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないものについては、どのようなリスト規制該当プログラムであっても、非居住者に提供する場合、役務取引許可は不要である。
- C 今回、輸出する部品洗浄装置 は、2年前に発売され、初期製造時の市場価格は、45万円であった。部品洗浄装置 はリスト規制非該当であるが、内部に輸出令別表第1の3の項に該当するポンプ（初期製造時の市場価格5万円）が組み込まれている。現在、当該部品洗浄装置 は、仕様の変更はないものの、新製品が出たことによる値下げが行われ、部品洗浄装置 の市場

価格は42万円で、内部に組み込まれているポンプの市場価格は4万円である。今回、この部品洗浄装置を輸出する場合、内部に組み込まれたリスト規制に該当するポンプは、運用通達の1-1の(7)の(イ)の(注2)でいう、10%を超えていないので、「他の貨物の主要な要素」にはあたらず、輸出許可は不要である。

- D 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可基準の一つに、「貨物が需要者によって適正に管理されるのが確からしいか否か」というのがある。
- E 在日公館に、リスト規制に該当する貨物を納入する場合、外為法第48条第1項の規定に基づく許可は不要である。一方、リスト規制に該当する技術を、同公館に勤務する大使や公使に提供する場合は、「非居住者」としての取扱いを受けることから、外為法第25条第1項第一号の規定に基づく許可が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題7>

役務通達用語の解釈のうち、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 技術とは、貨物の設計、製造に必要な特定の情報をいう。この情報は、技術データ又は技術支援の形態により提供される。
- B プログラムとは、特定の処理を実行する一連の命令であり、電子装置が実行できる形式又はその形式に変換可能なものをいう。
- C 製造には、検査、試験は含まれない。
- D 使用とは、操作、据付（現地据付を含む。）保守（点検）修理、オーバーホール、分解修理等の設計、製造以外の段階をいう。
- E 技術支援には、コンサルティングサービスも含まれる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個

5 . 5 個

< 問題 8 >

輸出令第 4 条第 1 項第四号に規定する、いわゆる「少額特例」の適用に係る解釈で、正しい記載のみをすべて列挙している番号を一つ選びなさい。

- A 外国通貨をもって決済される場合の当該通貨と円との換算は、「輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について」に定められた、半年毎に公表される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場の換算率を使用する。
- B 外国通貨をもって決済される場合の当該通貨と円との換算は、関税定率法施行規則第 1 条の規定に基づき、税関長が公示する換算率を使用する。
- C 価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物の場合は、税関の鑑定価格による。
- D 一契約において、輸出令別表第 1 の複数の項番に該当する貨物がある場合は、該当項番毎に総価額を計算する。また、「告示貨物」と「告示貨物以外」が混在している項番においては、「告示貨物」と「告示貨物以外」に分けて総価額を計算する。
- E 「少額特例」の対象となる貨物は、輸出令第 4 条第 1 項第三号イ（客観要件）について、該当するか否か確認する必要はない。

（注）D において、「項番」及び「該当項番」とは、輸出令別表第 1 の各項番の中欄に括弧があるものにあつては括弧までを指し、各項番の中欄に括弧がないものにあつては、当該項番のみを指す。例：7 の項（1）、8 の項

- 1 . A C
- 2 . A D
- 3 . A C D
- 4 . B C D
- 5 . B E

< 問題 9 >

それぞれ一契約において次の A から E までの貨物を輸出する場合に、輸出令第 4 条第 1 項第四号に規定するいわゆる「少額特例」を適用できるもののみをすべて列挙している番号を一つ選びなさい。

（前提条件）

- ・輸出令別表第3に掲げる貨物（告示貨物）には該当しない。
- ・輸出令第4条第1項第三号イ（客観要件）及びロ（インフォーム要件）のいずれの場合にも該当しない。

- A フランス向けであって、輸出令別表第1の2の項（8）に該当する総価額が70万円の貨物を輸出する場合。
- B イラン向けに輸出令別表第1の14の項に該当する総価額が4千円の中古の貨物を輸出する場合。
- C 中国向けに輸出令別表第1の7の項（1）に該当する総価額が80万円と9の項（3）に該当する総価額が90万円の貨物を輸出する場合。
- D キューバ向けであって、輸出令別表第1の6の項（1）に該当する総価額が6万円の貨物を輸出する場合。
- E アフガニスタンの国連事務所向けに、輸出令別表第1の7の項（1）に該当する総価額90万円の貨物を輸出する場合。

- 1 . A E
- 2 . A B E
- 3 . A B D
- 4 . B C D
- 5 . C D E

<問題10>

「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」（おそれ省令）に規定されている別表に掲げられる行為に含まれているもののみをすべて列挙している番号を一つ選びなさい。

- A 専ら核融合炉に関する研究
- B 発電用加圧水型軽水炉の開発
- C 重水の製造
- D 軍から委託を受けて行う化学肥料の開発と製造
- E 重水の販売

- 1 . A B C D E
- 2 . A B C
- 3 . A C D
- 4 . C D

5 . C D E

<問題 1 1 >

「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(おそれ省令) 第二号及び第三号の、いわゆる「需要者要件」の規定に関連し、正しいものをすべて列挙している番号を一つ選びなさい。

- A 輸出者が入手した文書等の範囲については、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等」(文書等告示)で定められており、経済産業省が作成した外国ユーザーリストは、同告示の第二号の文書等にあたる。
- B 需要者が、過去に軍の委託を受け核兵器等の開発等を行っていたとしても、軍との委託契約解除に係る文章が確認できれば、「需要者要件」には該当しない。
- C 需要者要件に該当する場合であっても、「当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなき」と判断できれば、輸出許可申請は不要となる。
- D 「当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなき」を判断する上で、「輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン」(明らかなガイドライン)に基づき厳正に審査を行うことが経済産業省によって推奨されている。
- E 過去の取引において入手し、倉庫に保管されている文書等について、現在の取引における貨物の輸出に際して内容を確認したとしても、現在取引が進行している契約とは無関係であるので、輸出者が入手した文書等にはあたらない。

1 . A B C

2 . A C D

3 . B D E

4 . C D

5 . C D E

<問題 1 2 >

次の記述は、「大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について(お知らせ)」(補完規制通達)の「3. 告示又は省令における用語の解釈」に規定されているものであるが、正しく記載されているものはいくつあるか答えなさい。

- A 「軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関」
別表第六号に規定する行為については、その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、軍又は国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うことが示されている場合に、別表第六号に該当することになる。
- B 「宇宙に関する研究(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」
その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、専ら天文学に関する研究であることが示されているものについては、ここでいう「宇宙に関する研究」から除かれる。単に「宇宙の研究」と示され、専ら天文学に関する研究であるか否かが不明な場合は、ここでいう「宇宙に関する研究」に該当することとなる。
- C 「需要者」
「需要者」は「当該貨物を費消し、又は加工する者」をいう。輸出貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う者との資本的、人的関係を有している場合は(おそれ)省令第二号及び第三号に該当する。ただし、その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、輸出段階で資本的、人的関係が不明の場合は、(おそれ)省令第二号及び第三号に該当しない。
- D 「需要者が行う(行った)」
「行う」は現在及び将来の事象に係る規定、「行った」は過去の事象に係る規定。
その貨物の輸出に関する契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を「行う」又は「行った」旨示されている場合に需要者要件に該当することとなり、輸出者が単にその旨を知っているだけでは需要者要件に該当しない。また、「需要者自身」が行うことが必要であり、例えば、需要者自身が核兵器等の開発等を行うことが、契約書、輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において示されていない場合や、需要者が核兵器等の開発等を行う者との取引実績があることが示されているだけでは需要者要件に該当しない。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

< 問題 1 3 >

「輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて」(Know通達)に基づき経済産業省に報告すべき対象範囲に関する説明で正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 既に輸出許可申請を行っている案件に関しても「核兵器等の開発等」のために用いられることとなることを知った場合には、「Know通達」に基づく報告の対象となる。
- B 輸出した後に「核兵器等の開発等」のために用いられることとなることを知った場合には、「Know通達」に基づく報告の対象とならない。
- C 「その貨物の輸出に関する契約書」、「輸出者が入手した文書等」又は「輸入者等からの連絡」以外の方法で、需要者が核兵器等の開発等を行っていることを知り得た場合も「Know通達」に基づく報告の対象となる。
- D 輸出貨物の特性やそれが用いられる周辺状況からして、当該貨物が「核兵器等の開発等」のために用いられることとなることを確信した場合でも、「その貨物の輸出に関する契約書」、「輸出者が入手した文書等」又は「輸入者等からの連絡」のいずれの知るに至った手段・方法には当てはまらないため、「Know通達」に基づく報告の対象外となる。
- E 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物について同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出をしようとする者が、輸入者、需要者又はこれらの代理人以外の第三者からの連絡で、輸出貨物が「核兵器等の開発等」のために用いられることを知った場合には、「Know通達」に基づく報告の対象となる。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個

4 . 4 個

5 . 5 個

< 問題 1 4 >

次の案件における「一般包括輸出許可」の使用に関する説明で、次の中から正しいものを一つ選びなさい。

引合主 : ベルギーの商社

引合貨物 : 「輸出貿易管理令」(輸出令)別表第1の3の項(2)7に該当する「バルブ(弁)」(数量: 20セット、総価額: 100万円)

その他の前提: イ . 引合貨物は、一度、ベルギーに輸入され、倉庫で保管された後、同国のメーカーによる微調整を行い、同商社によりイランへ再輸出されることが判明

ロ . 一般包括輸出許可のいわゆる「失効条件」には該当していない。

- 1 . 輸出令別表第1の3の項(2)7に該当するバルブ(弁)をベルギーを仕向地として輸出する場合、引合貨物の総価額が「100万円」であることから少額特例の適用ができ、一般包括輸出許可を使用するに及ばない。
- 2 . 本邦からベルギーを仕向地として輸出されるが、その後、イランへ再輸出されることが判明している。その場合、少額特例は、イランを仕向地として「5万円以下」で判断する。したがって、引合貨物の総価額が「100万円」であることから1セット毎(5万円)に出荷したとしても、同特例の適用ができず一般包括輸出許可を使用する必要がある。
- 3 . 本邦からベルギーを仕向地として輸出されるが、その後、イランへ再輸出されることが判明している。したがって、当該商社経由イランの需要者から「用途の限定、再輸出等の制限などを内容とする誓約書」を取得できれば、一般包括輸出許可が使用できる。
- 4 . 当該貨物がベルギー以外で消費されることが明らかなことから、この場合の仕向地は、イランとなる。イランを仕向地とする輸出は一般包括輸出許可の範囲外であることから同許可を使用することができない。また、少額特例の適用範囲外でもあることから、個別輸出許可を要する。
- 5 . ベルギーは輸出令別表第4の2に掲げる地域(ホワイト国)であり、わが国と同等の輸出関連法規が整備されている。したがって、「ホワイト国」向けの場合には、仮に、輸入後、再輸出されることになる場合であっても、再輸出者(ベルギーの商社)が所在国の法に基づき輸出管理の全責任を負うことになるので、問題なく一般包括輸出許可が使用できる。

<問題 1 5 >

一般包括輸出許可の範囲の貨物を「輸出貿易管理令」(輸出令)別表第4の2に掲げる地域(ホワイト国)を仕向地として輸出する場合の、いわゆる「失効・届出条件」に関する説明で正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 当該貨物の用途がいわゆる「核兵器等の開発等」である場合には「失効」する。
- B 当該貨物の用途がいわゆる「核兵器等の開発等」である場合には経済産業省への「事前届出」を要する。
- C 当該貨物の用途がいわゆる「核兵器等の開発等」である疑いがある場合には経済産業省への「事前届出」を要する。
- D いわゆる「核兵器等の開発等」のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知がある場合は「失効」する。
- E その輸出が核兵器等の開発等以外の軍사용途に用いられる場合は、「失効」する。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

<問題 1 6 >

一般包括輸出許可の要件又は条件として正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 輸出管理社内規程のうち(包括許可取扱要領で定める)基本的事項を確実に実施すること
- B 一般包括輸出許可を受けようとする者は、申請に先立ち、その役員又は正規職員が経済産業省が予め明示した輸出管理に係る適格な説明会を受講していること
- C 毎年7月に経済産業大臣にチェックリストを提出すること
- D 一般包括輸出許可を使用して輸出した際の資料を5年間保存すること(輸出時から起算)
- E 一般包括輸出許可に係る年間の輸出実績を報告すること

- 1 . 1 個

- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

< 問題 1 7 >

次の案件の取引審査にあたり最も望ましい対応はどれか。以下の 1 から 5 までの中から一つ選びなさい。

引合主 : パキスタンの企業 A 社 (需要者でもある)

仕向地 : パキスタン

引合貨物 : 「輸出貿易管理令」(輸出令) 別表第 1 の 1 6 の項 (キャッチオール規制関連) に該当する「人造黒鉛」であるが、リスト規制にほんの少し届かないレベルで、1 トンと量も多く、用途が不明。

その他の前提 : イ . 同需要者は「チェイサー情報」に掲載されており、関与が懸念されている種別は「通常兵器」で、情報内容は、同需要者の取引先にパキスタン軍があるという一行記事。

ロ . 「人造黒鉛」は「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」(懸念貨物例) に掲載されており、懸念される用途の種別は「核兵器、ミサイル」

ハ . 同需要者は「軍事関連部門」を所有

ニ . 「入手文書等」及び「需要者からの連絡」の範囲において同需要者が「核兵器等の開発等を行う (行った) 」との情報は得ていない

- 1 . A 社は「チェイサー情報」掲載企業であり、かつ、人造黒鉛が「懸念貨物例」に載っていることから、速やかに経済産業省への輸出許可申請をする。
- 2 . A 社の引合貨物の使用部門及び用途の確認を自社の海外営業部門に指示する。当該確認の結果、軍事関連部門で当該貨物が使用される場合は、入手した情報等を整理し経済産業省へ相談し、その相談結果に基づき、自社の輸出管理社内規程に則って最高責任者が輸出をするか否か決断する。
- 3 . 「チェイサー情報」に記載されている懸念される種別 (この場合は「通常兵器」) と「懸念貨物例」に記載されている懸念用途 (この場合は「核兵器、ミサイル」) が異なるので、取引審査に問題はない。
- 4 . A 社とは、先代の社長の頃からの長年の取引があり、ここ数十年、特に安全保障輸出管理上の問題は起こらなかった。在日パキスタン大使館にも知り合いが数人いて、いつも貿易関係の相談をしているので、何か問題があれば対応で

きるので、取引審査は問題ない。

- 5 . A社の代表者から、今回の人造黒鉛を使って、大量破壊兵器や通常兵器などの設計、製造、使用に用いないとの誓約書を入手すれば、取引審査は問題ない。

< 問題 1 8 >

次の対応のうち、正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A サウジアラビアの需要者から会社概要の記載されたパンフレットを入手したが、アラビア語で記載されていた。自社にとってアラビア語は特異な言語であり、社内の関係者にはアラビア語をわかる者がいなかったため、英語のパンフレットも取り寄せた。アラビア語のパンフレットは200ページから成り、英語のパンフレットは10ページにまとめられたものであるが、「輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令」に関する需要者の審査には英語のパンフレットを使用し、アラビア語のパンフレットの内容は確認しなかった。
- B 日本からフランスのA社へ貨物を輸出する。A社では当該貨物を加工し、全く形状、性質を変更した後、再販する。この場合、フランスのA社を需要者として取引審査を行った。
- C 「輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン」に基づき審査を行う場合、入手した文書その他の情報のうち自らにとって都合の悪いものに対し目隠しをしないで行った。ただし、通常の商慣習の範囲で取引相手等から入手した文書その他の情報によって確認を行うこととし、輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除いて確認を行った。
- D Kingdom of Thailand のB社から Democratic People's Republic of Korea のC社を需要者とする引合があったので、韓国を仕向地として取引審査を行った。

- 1 . 1 個
2 . 2 個
3 . 3 個
4 . 4 個
5 . 0 個

< 問題 1 9 >

次の案件の取引審査等の対応について、正しい説明はどれか答えなさい。

需 要 者：A社（イラン）

「外国ユーザーリスト」に掲載され、懸念区分はミサイル

引合貨物：ジャイロスコープ 中古品 1個であり、価格は4万円

輸出貿易管理令別表第1の11の項（2）に該当

「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」（以下

「懸念貨物例」という。）に掲載され、懸念される用途はミサイル

用 途：民間航空機の修理用であり、他の用途に転用しない旨の誓約書を需要者から入手している。

- A 該当項番が輸出貿易管理令別表第1の11の項（2）であり、価格が4万円であるため、少額特例が適用され、輸出許可は不要であるが、需要者が外国ユーザーリスト掲載企業であるため、特に慎重に取引審査を行う。
- B 該当項番が輸出貿易管理令別表第1の11の項（2）であり、価格が4万円であることに加え、用途は民間航空機の修理用であり、他の用途に転用しない旨の誓約書を需要者から入手しているため、少額特例が適用され、輸出許可は不要であるが、需要者が外国ユーザーリスト掲載企業であるため、特に慎重に取引審査を行う。
- C 需要者が外国ユーザーリスト掲載企業であるため、用途、外国ユーザーリストの懸念区分、懸念貨物例の懸念される用途等に関係なく少額特例が適用されない。
- D 明らかガイドラインに基づき審査を行い、外国ユーザーリストの懸念区分と懸念貨物例の懸念される用途がいずれもミサイルで一致することから、少額特例が適用されない。輸出するためには、リスト規制の項番である輸出貿易管理令別表第1の11の項ではなく、キャッチオール規制の項番である輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当するものとして輸出許可の申請が必要になる。

- 1 . A
- 2 . B
- 3 . C
- 4 . D
- 5 . 正しい説明はない

< 問題 2 0 >

英国のA社から測定器の引合があった。当該測定器は英国のA社へ輸出後、A社からインドのB社へ輸出される。当該測定器は輸出貿易管理令別表第1の16の

項に該当し、1～15の項に該当しない。また、A社から入手した文書では、B社がインドの軍から委託を受けて微生物の開発を行うことが明らかにされ、当該測定器はその開発のために用いられることとなる旨記載されている。

この案件の対応について正しい説明はどれか答えなさい。

- A 経済産業大臣の輸出許可を取得しなければ、日本から輸出することができない。
- B 英国のA社から英国の法令を遵守する旨の誓約書を取得すれば、経済産業大臣の輸出許可は不要であり、日本から輸出することができる。
- C 英国のA社から「当該貨物を核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってペイロードを300キロメートル以上運搬することができるもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用又は貯蔵（以下「開発等」という。）のために用いない」旨の誓約書を取得すれば、経済産業大臣の輸出許可は不要であり、日本から輸出することができる。
- D インドのB社から「当該貨物を核兵器等の開発等のために用いない」旨の誓約書を取得し、「輸出者等が「明らかなきとき」を判断するためのガイドライン」に基づき審査を行った結果、当該貨物が核兵器等の開発等以外のために用いられることが明らかであれば、経済産業大臣の輸出許可は不要であり、日本から輸出することができる。

- 1 . A
- 2 . B
- 3 . C
- 4 . D
- 5 . 正しい説明はない

< 問題 2 1 >

輸出許可に関し、次のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 展示会への出展のように、輸出をしようとする者が輸出先において自ら貨物を管理し、目的終了後に貨物を日本へ積み戻す場合、「輸出許可申請書」における「取引の明細」の「買主名」の欄には輸出をしようとする者を記載する。
- B 需要者が未定である場合、「輸出許可申請書」における「取引の明細」の「需

要者」の欄には「未定」と記載の上、需要者住所は空欄とする。

- C 輸出に係る取引の形態等により、据付確認報告、積み戻しその他必要な条件が付されて輸出許可されることがある。
- D 輸出許可証を紛失した場合、再発行されないので、再度、最初から輸出許可申請をしなければならない。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

< 問題 2 2 >

役務取引許可申請書の記載に関し、次のうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 「申請者記名押印又は署名」の欄は、申請者の氏名又は法人及び代表者名等を記名するとともに、押印し、又は署名する。代表者以外の者が記名するとともに、押印し、又は署名する場合であっても、特段、委任状の添付を要さない。
- B 「取引の概要」の「利用する者の氏名又は名称」の欄は、契約の相手方から技術を利用する者に技術が提供される場合には、提供される技術を利用する者の氏名又は名称を記載する。「利用する者」が複数ある場合は列記し、欄に記載できない場合には「別紙」と記載して添付する別紙に記載する。未定である場合は認められない。「取引の相手方」と「利用する者」が同一である場合には、「取引の相手方と同じ」と記載する。
- C 「取引の概要」の「役務の内容」の欄は、提供する技術について、該当する外為令別表の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに貨物等省令の条、項及び号を記載するとともに、どのような技術をどのような方法で提供するのかを具体的に記載する。プログラム等が提供される場合はその数量、技術者の派遣・受入れがなされる場合は所属・人数についても記載すること。
- D 「支払等の関係」の「支払等の金額」の欄は、技術提供取引に係る金額を記載する。ただし、貨物代金と分離できない場合は「貨物代金に含まれる」、無償の場合は「無償」、ロイヤリティ等で申請時に対価が不明の場合は「製品売上げ額の3%」等、その算出方法を記載すること。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 0 個

< 問題 2 3 >

次の文は、「貿易関係貿易外取引等に関する省令」からの抜粋である。下記の空欄 [] に入る正しいものを選びなさい。

(許可を要しない役務取引等)

第九条 令第 1 7 条第 4 項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号の一に該当する取引とする。

一～七 (略)

八 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術(プログラム及び経済産業大臣が告示で定めるものを除く。) であって、当該貨物の据付、操作、保守又は修理のための必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引 ([] に提供されるものに限る。) 。ただし、当該技術のうち、保守又は修理に係る技術の提供については、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 当該貨物の性能、特性が当初提供したものよりも向上するもの

ロ 修理技術であって、その内容が当該貨物の設計、製造技術と同等のもの

ハ 令別表中欄に掲げる技術であって、貨物の設計、製造に必要な技術が含まれるもの

九～十 (略)

2 (略)

- 1 . 輸出の許可を受けた日以降
- 2 . 輸出の許可を受けた日以降船積み時から 3 年以内
- 3 . 輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降
- 4 . 輸出の許可を受けた日又は貨物の輸出契約の発効した日のいずれか遅い日以降船積み時から 3 年以内
- 5 . 船積み前又は船積み時から 3 年以内

<問題 2 4 >

輸出管理社内規程の考え方として、次の中から最も適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 . 国内販売であっても、輸出等されることが明らかな場合には、直接輸出する場合と同様の輸出管理を行う必要がある。
- 2 . 一般包括輸出許可を使用する場合には、使用可能なリスト規制貨物であるか、仕向地は適用範囲内かを確認することで十分である。
- 3 . 保存する文書は、原本が望ましいが、電子的媒体による保存等、各企業の文書保存の実態に合わせた保存方法により保存してもよい。
- 4 . 法令違反や輸出管理社内規程に違反する行為を行った場合には、早急に管理責任者に報告をして事実関係を調査し、今後の再発を防ぐ措置を早急に講ずる必要がある。
- 5 . 法令違反を誤って犯したことが判明した場合、関係者で協議し、速やかに輸出管理責任者及び監督官庁へ報告することを明確に規定する。

<問題 2 5 >

社内輸出管理の考え方として、次の中から適切でないものは、いくつあるか答えなさい。

- A 「輸出貿易管理令」(輸出令)別表第1に該当する装置を国内の顧客に販売した。その後、顧客が海外工場にその装置を移転するために該非の判定情報が必要であるとの連絡が入ったが、輸出は顧客の責任であるので何ら輸出管理上の対応を講じなくてよい。
- B 海外顧客から製品の引合があったが、ストック品として持つため需要者は不明であるとのことであった。輸出後暫くして、当該海外顧客から当該製品の保守のための交換部品の依頼があったが、その需要者は、軍需産業として有名な企業であった。得意先からの依頼という事で、特段の審査をしないで輸出した。
- C 米国の輸出関連法規では、米国から輸入した米国製品を更に他の国に再輸出することを規制(再輸出規制)している。しかし、米国製品であっても、日本製品に組み込まれ輸出されるのであれば、日本製品となるので、米国の再輸出規制については、一切確認する必要はない。
- D 東南アジアの当社の子会社では、製品の製造・販売を行っている。一部にリスト規制に該当する製品があるので、当該子会社に対し、現地の法律を遵守させるとともに、製品の特性から考えて、日本の本社と同様なレベルの輸出

管理を義務付けた。

E フィリピンの企業から軍事用途の引合があった。輸出令別表第1に該当する貨物ではあるが、一般包括許可の対象仕向地、対象貨物であり、一般包括許可が使えると判断し取引を進めることとした。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

< 問題 2 6 >

役務取引全般について、次の中から正しいものを一つ選びなさい。

- 1 . 総合電機メーカーの甲は、現在、会社をあげて開発中のリスト規制に該当する暗号装置の開発を急ぐため、会社から持ち出しの許可を得て、当該装置の設計図面をアメリカへの出張の際に携行し、現地で当該設計図面に基づいて自身で関連資料を作成する予定である。非居住者に提供する目的はなくても、外国にリスト規制に該当する暗号装置の設計図面を持ち出す場合は、役務取引許可が必要である。
- 2 . 外為令別表の16の項に該当する技術を客観要件に該当する非居住者に口頭で提供する場合は、役務取引許可が必要である。
- 3 . 一般包括役務取引許可と特定包括役務取引許可を取得すれば、「包括許可取扱要領」にある[別表B]のマトリックスの欄に「一般」と「特定」と記載されている箇所がすべて使用できる。
- 4 . 日本で開発したリスト規制該当の電波吸収材の製造技術について、日本では、特許を取得していないが、アメリカで取得し、かつ、公開情報となっている。この公開情報が納められたCD-ROMを非居住者に提供する場合、役務取引の許可は不要である。
- 5 . 製造に係る設計図を非居住者に提供する場合、当該製品が一般消費者が消費する家庭用品であれば、たとえ製造過程の途中にリスト規制該当の製造の技術が含まれていても、役務取引許可は不要である。

< 問題 2 7 >

平成18年3月3日付で公表された「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」のうち、「輸出管理体制の整備及び確実な実施」として、正しく記載されているものは、いくつあるか答えなさい。

- A 取締役以上の者を輸出管理の最高責任者とする輸出管理体制を整備し、該非判定や輸入者・最終需要者等の審査に当たっては、事業部だけの判断に委ねず、役員以上を最終判断権者とする輸出管理統括部署において検証の上、最終的な取引の可否につき判断すること。
- B 輸入者・最終需要者等については、初めて引合があった場合には、輸出令別表第4の2の地域(ホワイト国)を除き、その引合ルートにかかわらず、軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないか等を慎重に審査すること。
- C 出荷・輸出される貨物等が、関連書類に記載された貨物等と同一であることを確認するとともに、通関時に事故が発生した場合には、輸出管理統括部署に速やかに報告される体制を整備すること。
- D 懸念貨物等が、第三国を経由して懸念国に渡る事例が世界的に見られるところ、海外子会社において、これらの懸念貨物等の拡散に関与したことが明らかになれば、企業の社会的責任が問われかねないことを十分認識の上、海外子会社における輸出管理社内規程の策定等を通じた輸出管理の厳格な指導を行うこと。
- E 輸出等に関連する文書は、契約締結時から少なくとも5年間保存すること。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

< 問題 28 >

米国輸出管理法規に基づく再輸出規制に関する記述を読んで、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 . リスト外規制品に該当する品目はテロ支援国向けに輸出する場合には、必ず輸出許可を取得する必要がある。
- 2 . リスト規制品に該当する品目を輸出する場合には、その国向けの輸出に許可例外が適用できない限り、必ず輸出許可を取得する必要がある。
- 3 . リスト外規制品をテロ支援国(禁輸国及びシリアを除く。)向けに輸出する場合であって、その他の許可要件に該当しない場合には、輸出許可を取得する必要はない。
- 4 . 規制品目番号 4A994 等のテロ支援国規制の品目をテロ支援国以外の D:1 国群

- (主に旧共産圏)向けに輸出する場合にも、必ず輸出許可を取得する必要がある。
- 5 .規制品目番号 4A994 等のテロ支援国規制の品目をテロ支援国又は禁輸国に輸出する場合には、輸出許可を取得する必要はない。

< 問題 29 >

米国輸出管理法規の対象品目に関する判断、米国製品の組込比率計算の妥当性に関して、次の中から正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 日本では武器及び汎用品目は、経済産業省が所管する輸出令別表第1と外為令別表のリストで規制されている。一方米国では、武器関連品目は国務省が所管する規則のリストで規制され、汎用品目は商務省が所管するEARのリストで規制されている。この為、当社の米国子会社が汎用品をベースに改良製品を開発したが、機能が付加された結果武器関連製品の可能性があったので、自社判断でEARの規制対象品と決める前に、国務省へ管轄権(Commodity Jurisdiction)を決めてもらうための申請を行った。
- B 当社は、米国からライセンス生産のための技術提供を受けた際に、確約書(Written Assurance)を提出し、提供を受けた技術に基づき製品を製造している。しかし、製品自体は、「国家安全保障(NS)理由」で規制されるような製品ではなく、また米国原産の品目を何も使っていないので、EARの規制対象製品としての管理は不要と考え、旧共産圏も含めて海外へ輸出している。
- C 外国で作られた米国原産品目の組込製品で、組込比率計算の対象となる米国原産品目の価格比率が10%以下であれば、どんな品目を組み込んでいても米国輸出管理規則(EAR)対象の組込製品から除外されるので全世界に自由に輸出可能である。
- D 当社の製品は、組込比率計算の対象とすべき米国原産の部品とソフトウェアを搭載しているので、ハードウェアの価格比率とソフトウェアの価格比率を別々に計算した。幸いにも両方共に10%を大きく下回ったので、米国商務省への相談や報告をするまでもないと考え、米国輸出管理規則(EAR)の規制対象外である組込み製品と結論づけた。
- E 当社の製品は、組込比率の計算対象となる米国原産の特定の規制品目番号(ECCN)に分類される部品を組み込んで作られている。価格比率を計算すると25%を軽く超える数字が得られたが、本製品の輸出先国はEU加盟国であり、仮にそのECCNに分類される部品単体を輸出する際は「許可不要(NLR)」と判定されるので、価格比率計算の対象から除外した結果0%となった。したがって、当社製品をEU加盟国へ輸出する際は、EARに基づく輸出許可は不要である。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

< 問題 3 0 >

米国輸出管理法規に関する技術の輸出・再輸出に関する記述を読んで、誤っているものはいくつあるか答えなさい。

- A 米国内での技術の提供は輸出に該当しないため、輸出許可を取得する必要はない。
- B 米国内での技術の外国籍保持者への提供は輸出と見なされるため、必ず輸出許可を取得する必要がある。
- C 日本企業の海外現法から一時帰国した日本人は非居住者となるため、一時帰国者に米国から導入した技術を提供する場合は、必ず再輸出許可を取得する必要がある。
- D 日本企業の外国籍従業員に米国から導入した技術を提供する場合は、必ず再輸出許可を取得しなければならない。
- E 日本企業の外国籍従業員は居住者となるため、外国籍従業員に米国から導入した技術を提供する場合は再輸出許可を取得する必要はない。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個